

被告支給基準

1 基本時間数

障害程度区分 \ 介護力	介護力 A (当該障害者のみにより構成される世帯の場合又は、同居家族が居るが、何らかの理由により同居者からの介護だけでなく家事についても負担が望めない場合)	介護力 B (現に介護を行っている者があり、家事の負担は一定期待できるが、何らかの理由により介護にあたる時間や能力が大きく制限される場合)	介護力 C (現に介護を行っている者があり、介護力 A、B のいずれにも該当しない場合)
区分 6	2 0 6	1 7 2	1 3 7
区分 5	1 6 5	1 3 8	1 1 0
区分 4	1 3 2	1 1 0	8 8

2 加算時間の評価点数

加算項目		加算点数
住居の状況・世帯の状況	(平成20年3月まで)住居内の状況として車いすによる移動が不可能であり、常に抱えての移動が必要となる場合(車いす利用者に限る) (平成20年4月から)住居内の状況として車いすによる移動が困難な場合	1
	住居の物理的な環境から、入浴に非常に手間がかかる場合(ただしケアプランに入浴が含まれる場合)	1
	長期間の入所・入院状態から退所・退院するにあたり、一時的に多くの支給量が必要な場合(3ヶ月ごとに状況確認し、最大6ヶ月間)	5
	家族等との同居から単身生活を始めたばかりで生活に慣れるまで一時的に多くの支給量が必要な場合(3ヶ月ごとに状況確認し、最大6ヶ月間)	5
本人の身体状況に関すること	物理的に時間を要するコミュニケーション支援が必要な場合	4
	排泄介護・水分補給・体位変換等のため、夜間介護が必要な場合	5
	医療的な介護が常時必要	6
	治療の必要な疾患があり、医師より健康管理が必要な場合	3
	嚥下が困難であり、食事に時間を要する場合(ただしケアプランに食事介護が含まれる場合)	1
	嚥下が困難等のため、きざみ食やミキサー食等が必要であり、物理的に調理行為に時間を要する場合(ただしケアプランに調理が含まれる場合)	1
体重・体格・麻痺等の状況から移乗等に際して1人での対応が困難であり、2人介護が必要な場合(ただしケアプランに2人介護が含まれている場合)	5	
加算項目の合計評価点		点

3 加算時間数

加算評価点数の 合計点数	基本時間数	加算割合		加算時間数
		平成 20 年 3 月まで	平成 20 年 4 月から	
1 点 ~ 2 点		× 1 0 %	× 1 5 %	
3 点 ~ 4 点		× 1 5 %	× 2 0 %	
5 点 ~ 6 点		× 2 0 %	× 2 5 %	
7 点 ~ 8 点		× 2 5 %	× 3 0 %	
9 点 ~ 1 0 点		× 3 0 %	× 3 5 %	
1 1 点 ~ 1 2 点		× 3 5 %	× 4 0 %	
1 3 点 ~ 1 4 点			× 4 5 %	
1 5 点 ~			× 5 0 %	
合計加算時間数				時間

端数は切り上げ

4 減算時間数

減算項目	減算時間数
ケアホーム入居者の経過的給付で区分 6 の場合	1 5 2
ケアホーム入居者の経過的給付で区分 5 の場合	1 1 8
ケアホーム入居者の経過的給付で区分 4 の場合	9 0
区分 6 で日中活動系サービスを受けている場合	1 0 3
区分 5 で日中活動系サービスを受けている場合	8 2
区分 4 で日中活動系サービスを受けている場合	6 6
区分 6 で介護保険対象者	1 0 3
区分 5 で介護保険対象者	8 2
区分 4 で介護保険対象者	6 6
合計減算時間数	時間